

江戸・東京の寺子屋・家塾について

関山邦宏

明治五年（一八七二）八月三日「学制」が頒布され、日本の近代学校教育制度はここに発足した。この後「学制」に基づいて全国に学校が設置され、日本の近代教育が展開されることになったことは、周知の通りである。

文部省は、「学制」の実施にあたって着手の順序を定めていた。⁽¹⁾これによれば文部省は学制の実施にあたって、「世ノ文明ヲ期シ人ノ才芸ヲ待ツ之ヲ小学ノ教ノ能ク広普完整スルニ求ムルニアルノミ」と思惟し、小学校の設立と小学校へ国民を就学させることにもっとも力を注いだのである。また「教規ヲ正シ以テ務テ小学ノ教員ヲ完齊セシメン」ことをねらいとして「速ニ師表学校ヲ興スヘキ事」と師範学校の設立を急務として掲げていることは、小学校の普及に重点をおきこれを整備しようとしたことと関連している。

ところでここで問題になるのは、「学制」以後、これまで好学の士や庶民の教育を担ってきた私塾や寺子屋はどのような変遷をたどったかである。「其（寺子屋を指す——関山）師匠ナル者ハ大概流落無頼ノ禿人自ラ糊スル不能ルモノニシテ素ヨリ教育ノ何物タルヲ不弁」、また「或ハ之ヲ教ユルニ其規則ナキヲ以テ子弟ヲ集ムル数十百人朝ヨリ夕ニ至ル声音囂々唯其囂然之ヲ以テ教学トス」と痛烈に寺子屋を批判する文部省であってみれば、寺子屋は厳しい状

況におかれていたのである。この寺子屋はおおらかに、「学制」以後小学校に替わったか、あるいは廃止されたか、のいづれかであると推測することはできない。この推測は間違っていないが、ではどのような経緯でもって小学校に替わったか、あるいは替わり得たか、またはどのようにして廃止に至ったかになると、必ずしも明らかであるわけではない。

東京の寺子屋についてこのあたりの状況を先行研究はどのように扱っているのだろうか。「小学校の設立」に視点を置いてその経緯を詳細に分析した倉沢剛によれば「関東地方における府県の政策を見ると、大きく三つの類型に分けることができる⁽³⁾」という。すなわち、「第一の型は埼玉・群馬・千葉・栃木・山梨の諸県で、ここでは家塾を一切禁絶し、公立小学校一本で進んだ。第二の型は神奈川・茨城の二県で、ここでは逆に家塾をそのまま小学校に引直し、別に公立小学を企画しなかつた。第三の型は東京府と新治県で、ここでは家塾を育成して多数の私立小学を認めると共に、別に少数の公立小学を興して範を私立小学に示した。」と。つまり、多くの県はおおむね公立小学校の設置を前提として従来の私塾・寺子屋を廃絶・抑制したが、東京府は逆にこれを保護して多数の私立小学を認めた。そしてこの点にこそ明治初期の東京府の小学校政策の特色が認められる、というのである。ここでは、私塾・寺子屋は「家塾」といういわば自明なものとして研究の出発からして扱われ、私塾・寺子屋の変遷がどのようなものであつたかについての関心は薄いと言わざるを得ない。

「寺子屋に引きつけて」寺子屋と小学校の関連を説明しようとした研究の一に小木新造「庶民教育の開化―寺子屋から私立小学校へ⁽⁴⁾」がある。小木はここで、「家塾とは、江戸時代の寺子屋が明治期にその名称を改めたもので、教育内容およびその維持法などには変化はなかつた。つまり私立経営の寺子屋即家塾である。」という。家塾と寺子屋ははたして単なる名称の変更なのだろうか。「名称を改めた」からにはそれ相当の理由があるのではなからうか。ここには、例えば「学制」第四十三章の「私学私塾及家塾ヲ開カント欲スル者ハ其属籍住所事歴及学校ノ位置教則等

ヲ詳記シ学区取締ニ出シ地方官ヲ經テ督学局ニ出スヘシ」のもつ意味は考慮されていないといわざるを得ない。また、明治七年、八年に東京府に開校した私立小学校は「合計六一校である。(中略)このうち『東京教育史資料大系』第一巻記載の家塾と合致するものが四〇校ある。すなわち家塾から私立小学校への移行が確認されるものが七割弱も存在するのであり、(中略)若干の家塾を除き、大部分の筆道教授の家塾は、学制頒布以後、講習を受け、私立小学校となつた事実が明瞭となる。(中略)寺子屋(家塾)から小学校への連続性は完全に証明された」という。六一私立小学校のうち家塾から転換したものが「七割弱」であることをしてただちに「大部分の筆道教授の家塾は」「私立小学校となつた」とすることはできない。「家塾総数は二二〇七」で「寺子屋即家塾である」なら四〇校は三%強で、「寺子屋(家塾)から小学校への連続性は完全に証明された」とはどうていいえない。管見では、考察対象二九三寺子屋のうち家塾に転換したのは二三四、そのうち私立小学設立願を出したのは六五である。また「大部分の筆道教授の家塾は、学制頒布以後、講習を受け、私立小学校となつた事実」についてはほとんど論証されていない。

本稿は、先行研究をふまえて、どこまでも江戸・東京の寺子屋にこだわって、それらが「学制」以後どのような変遷をたどったかを明らかにすることを目的とする。なお本報告は、私立小学(校)についての検討まで立ち至っていないので、中間報告であることを前もって断っておきたい。

二

江戸に開業した寺子屋⁽⁶⁾の数は、文献により三〇〇から一〇〇〇までさまざまで、その数を確定することは困難である。そこで、ここでは「教育沿革史編纂書類 明治十七、十八年」(東京都公文書館所蔵)に綴り込まれている寺子屋取調表(Ⅱ乙号表)に拠つて論を進めることにする。なおこの取調は、明治十六年文部省達第一号によりなされたものである。

[表] 江戸の寺子屋の年代別開業・廃業数

開 業 年	1699	1700	1800	1810	1820	1830	1840	1850	1860	1868	1871	1872	不 明	計	継 続
麹町区	1	2	1	3	5	2	3	3	2	2	3	4	1	18(13)	4
神田区	1	1	1	1	2	8	3	6	3	3	2	5	1	15	14
日本橋区	1	1	1	3	1	2	6	3	9	6	4	2	1	38(7)	31
京橋区				1	1	1	4	3	3	4	9	2	(2)	20(2)	18
芝布地区				1	1	2	5	8	9	9	3	9	(9)	35(11)	23
赤坂区						1	3	1	3	1	1	6	(6)	13(6)	5
牛込区						2	2	2	2	1	1	1	(1)	4(3)	4
小石川区				2	1	3	2	4	2	2	1	5	(5)	9(7)	5
本谷区	1	1	1	1	2	2	1	3	7	6	6	2	(2)	17(7)	9
下草区				1	1	1	3	4	4	6	6	4	(4)	19(6)	13
本所区	1	1	1	1	1	5	6	4	5	12	8	7	(7)	22(8)	27
深川区				1	2	1	2	2	3	8	7	5	(5)	35(6)	35
区部計	1	5	6	11	16	32	40	48	60	73	80	89	1	293(88)	196
荏原郡				2	2	1	4	3	10	16	16	31		38(35)	3
東多摩郡				1	1	1	3	1	2	3	5	6		7(6)	1
南豊島郡				1	2	3	3	1	1	3	5	5		7(5)	2
北豊島郡					2	3	3	3	1	8	26	29		49(37)	11
南足立郡				3	1	4	4	1	12	6	8	21	1	27(21)	6
南葛飾郡				3	1	3	4	2	18	22	22	48		63(59)	4
郡部計	1	1	1	5	5	8	15	21	54	80	80	140	1	191(163)	27

出典：「教育沿革史編纂書類 明治十七年～十八年」(東京都公文書館蔵) により作成。

注① () 内は、廃業寺子屋数。

② 深川区の明々館と弘文館は、区内有志二謀リ……都子有志者ノ醸金ヲ以テ維持シ来タリシ「共立」であるから本表には含めな

い。また荏原郡の(太子堂)郷学校も同様である。○「合計」欄の開業数との差とは必ずしも一致し

ない。「継続」は、出典中に「継続中」「小学校ニ改メ今ニ至ル」等と明記されたもので、「合計」欄の開業数の差とは必ずしも一致し

寺子屋の開業・廃業の状況は〔表〕のようである。これによれば、元禄十一年（一六九八）三月に浅草区浅草三間町に開業した龍淵筆学舎を最初として、京橋区南八丁堀の龍雲堂（寛延二年（一七四九））、本郷区湯島の市川堂（天明五年（一七八五））が順次開業し、明治四年（一八七二）までに二九三校が開業した。その普及は、地域的には浅草区・日本橋区・深川区など庶民人口の多いわゆる下町地域に始まり、次第に御府内全域に拡大していったようである。年代的には一八四〇年以降に顕著で、実に四分の三の寺子屋がこの期間に開業している。もともと、「昔手習いの町師匠も少なく、数へる程ならではなし、今は一町に三入づ、も在り」（『飛鳥川』（文化七年（一八一〇）刊）という記述からすれば、一八〇〇年前後頃から開業が目立ち始めたのだろう。

明治四年までに廃業した寺子屋はわずかに一三校で、それも麴町区に集中している。明治五年以降に廃業したのは六九校である。なお明治十七年現在一九六校が「継続」と報告されていることは注目される。もともと本論の主要課題はこの「継続」の内実を明らかにすることであるが、いましばらく寺子屋の概観を進めよう。

次に経営者（塾主）の身分を見ると、武士一三九名、平民一三六名、僧侶一〇名、神官七名、医一名で、武士と平民ではほぼ二分される。この構成比を全国的なそれと比較すると、武士の比率は約二倍、僧侶は五分の一、神官は四分の一である。江戸の地がおかれた政治的・社会的特性を反映して、江戸では武士の経営になる寺子屋の比率が高いであろう。なおここで経営者武士をやや詳しく見ると、先手同心・持筒組同心・小普請組等に属する下級幕臣、一橋藩・亀山藩等の藩士、浪人、士族等で、しかもその寺子屋の多くは一八五〇年以降に開業している。地域的には、牛込・四谷・赤坂・本郷の各区では武士の、日本橋・下谷・神田・京橋の各区では平民の、経営者の占める割合が高い。寺子屋経営を専業とした経営者は二九三名中一三三名（四五・四％）である。中でも「浪人」と「平民」で専業とした者が多い。また日本橋区では八四％、下谷区では六四％の塾主が寺子屋経営を専業としたが、京橋区と牛込区ではそれは皆無であった。

女性経営者は五三名（内三三名は專業）で全体の一八%を占め、この割合は全国平均の九倍程である。江戸では女性経営者の割合が高かったのである。なお、

後家の一人ぐらしは御法度の由承る、遊女町杯には折々見へもする哉、然るに近来は素人の町家、後家の方暮らし能と見へて、多くの町々に有り、女筆指南も多し、只事にあらず（『飛鳥川』）

とあることからすると、文化年代の初め頃には「筆指南」で生計を立てていた女性が少なからずいたこと、また「筆指南」で生計が立てられるほどに学習需要が高まってきていたことなどが推測できる。

次に寺子屋の規模を生徒数によって検討してみよう。生徒数一〇人、一人の寺子屋がある一方で一六〇〇人、一〇〇〇人の寺子屋があり、また男子生徒だけの寺子屋がある一方で女子生徒だけの寺子屋があり、さらに男一〇人・女二二〇人と男女の生徒数が極端に異なる寺子屋がある等、多様である。しかしほぼ半数の寺子屋が生徒数四〇〜一九人の範囲である。なお他の府県では数少ない二〇〇人以上の大規模校が一七%を占めることは注目される。このことが一寺子屋あたりの平均生徒数を一四〇人と大きくさせる要因である。ちなみに全国的には平均生徒数は五〇〜六〇人である。

生徒は庶民の子弟に限らなかつたことは、「諸藩士ヨリ庶人ニ至ル通学ノ者毎々二百名」（京橋区東泉堂）、「生徒ハ幕臣及其家来ノ子弟多ク」（浅草区松泉堂）等の記述から確認できる。なお多数の生徒が自ずから集まつたわけではない。「文久二年）創業最初微々タリシモ近隣父兄ニ論シ入学ヲ勸ム慶応二丙寅年頃漸ク盛大ニ至リ」（本所区文敬堂）というように、経営努力がなされてもいたのである。

入学・退学年齢については、資料上満年齢か数え年か必ずしも明らかではないが、六、七歳で入学し二二〜二〇歳で退学したとする記述が多くみられる。学習年限が特定できる二二八例の平均学習年数七・九年からすると、六、七歳頃から一三〜一五歳頃までがいわば学齢であった。なお「一三四歳ニ至レハ各々就職ヲ名トシ退学ス」（麴町区青

海堂」と「就職」が退学の時機であったようである。また「父兄ノ望ニ依リ尚定期ナク教授スルモノトス」(麻布区三栄堂)と、在学年限は弾力性に富むものでもあった。

では学習内容を見てみよう。寺子屋は手習所とも呼ばれたことから明らかなように、手習い \parallel 習字が学習の中心をなしていた。これに読書と算盤等が加味されていわゆる教科課程が構築されていた。教科構成は「手習」一科から「手習・読書・算盤・礼儀作法・画」五科まで二二の組み合わせが見られるが、「手習・読書・算盤」の三科で教科課程を組織した寺子屋は四五%を占めてもつとも多く、「手習」の一科のそれは二四%、「手習・読書」の二科のそれは一八%である。この三つの教科構成で全体の八七%を占めるから、これが江戸の寺子屋の主たる教科構成であるといえよう。この比率を全国のそれと比較すると、「手習」一科の比率は三・六倍ときわめて高く、「手習・読書・算盤」は一・二倍でやや高く、「手習・読書」は三分の一ときわめて低い。

教科構成には地域的に大きな特色が見られる。「手習」一科の寺子屋は牛込区(八六%)、赤坂区(七五%)、麴町区(六七%)に多く(「手習・読書・算盤」三科の寺子屋は、0%、0%、六%)、「手習・読書・算盤」三科の寺子屋は深川区(七六%)、浅草区(六九%)、本所区(六五%)に多い(「手習」一科の寺子屋は、四%、九%、一二%)という、相反する結果にそれが見られる。このことは、武士人口の多いいわゆる山手地域では寺子屋への期待は文字どおり手習いで十分であり、庶民人口の多いいわゆる下町地域では寺子屋こそ教育の中核を占めたいわば完成教育の場であった、ということであろう。地域のあり方と寺子屋のあり方は強く結びついていたのである。

手習い、読書、算盤に使用された教材・教科書を見てみよう。

手習いに使用された教材・教科書は一七二種見られたが、『いろは』(使用頻度二二五)、『数字』(一一〇)、『名頭字』(二六五)、『消息往来』(二六七)、『庭訓往来』(一五〇)、『日本国尽』(二五三)、『江戸方角』(二三二)、『都路往来』(二六四)、『商売往来』(二六〇)などが主だったものである。これらは、『いろは』は手習いの入門時の教科

書・教材として、『消息往来』は日用生活に必要な手紙文を綴る教科書・教材として、その学習段階に応じて使用された。またある程度手習いができるようになると、『江戸方角』『都路往来』『商売往来』『庭訓往来』『今川状』等を教材として書くことと同時に地理的な学習や実業的学習、また訓育的学習などを兼ね行つた。手習いは書くことをとおして、読み、意味を理解し、日常生活に関するさまざまな知識や心得を得る機会でもあつた。

生徒は五ツ時(午前八時頃)から八ツ時(午後二時頃)まで、学習の進捗程度や将来の職業等を斟酌して師匠から書き与えられた手本等をひたすら手習つて過す毎日である。手習いの間に、師匠は「生徒三四名若クハ五六名ツ、師ノ面前ニ呼び出し、交々筆法ヲ授ケ兼テ手本ノ読方ヲ教ユ⁹⁾」ことがなされた。生徒の中には単調な学習の退屈さを紛らわせるために、トイレに行くことを口実に「一遊戯ヲ試ントスルモノ¹⁰⁾」やふざけ合いをする者もいた。なお既習の手本の読後と暗書が毎月末と年末に行われた。暗記力が問われる試験である。また四月と八月には習字奨励のために「席書」が行われた。

読書に使用された教材・教科書は六三種見られた。使用頻度の高いそれは、和書関係では『実語経』『童子教』『今川状』『古状揃』『国史略』『庭訓往来』『日本外史』など、漢書関係では四書、五経、『孝経』『三字経』『十八史略』などである。なお女子用としては『女大学』『女今川』『女庭訓往来』などである。読書は、「退散時刻二先ツ凡一時間、生徒ヲ一所ニ蝟集セシメ(中略)当番ナル生徒ハ交々之ガ音頭ヲ為シ一句ヲ読メハ、衆生徒之ニ和シテ誦読シ、即チ斉読¹¹⁾」するという方法であつた。なお「一編ヲ誦読シ了レハ直チニ退散セシムルナリ」。

算盤に使用された教材は二四種見られたが、八算、見一、相場割、開平、開立が主な教材である。

ところで師匠の資格や条件は特になかつたので、師匠は多様であつた。「一向に文字をしらず」「左清右濁の書法もさらに弁へす、永字八法など有事は夢にもしらず¹²⁾」という師匠がいる一方で、「幕府両城へ出仕又一月六回紀州尾州水戸ノ三家へ出張教授」し、さらに林述斎に入門し「聖堂講義ニ出席」した師匠(麴町区高島文鳳)もいる。「赤貧

洗ふが如くなれども教育の綱は吾手に在りて張弛すと誇り人材を養ふをこよなき楽しみとして斯道に従事した⁽¹³⁾」師匠、「人となり厳にして和顔を見せず、弟子師に面するときは寒からずして粟す、しかれども書法を授くるに及びては、叮寧なること慈母の幼児を扱ふごと⁽¹⁴⁾」き師匠、また中には「薄祿者^(ガ)」生活上甚々困難ナリシヲ以テ、此業ヲ始メシモノ⁽¹⁵⁾」もいたようである。

最後に、寺子屋の財政についてみてみよう。寺子屋の収入源は、基本的には、入門時に受け取る礼物である束脩と五節句に贈られた謝儀である。束脩は「父母ノ貧富ニ依テ随意」とする寺子屋が多いが、その金額は慣例的に銭二百文から金二朱までの範囲であつたようである。もつとも「扇子忝箱」「菓子肴野菜或ハ金四百文随意」と物品の場合もあつた。謝儀は、束脩と同等の金品が贈られた。このほか、中元、歳暮、稽古始め等ことある度に謝儀が贈られた。また畳替え料、炭料など臨時的な経費もあつた。

以上、朱引内の寺子屋を概観してきたが、寺子屋の実態はまさに多様とも個性的とも表現するのがふさわしいであろう。庶民の子弟を主たる対象として読み、書き、算盤の初歩を教えた簡易な民間教育施設である寺子屋は、その設置運営を始め教育内容、教育方法等に至るまで、幕府や藩の保護や干渉等は一般に受けることなく、経営者(塾主)の自由に任されていたからである。

三

先に、明治五年から同十六年頃までに廃業した寺子屋は六九校であり、明治十七年頃現在一九六の寺子屋が「継続」であると述べた。ここではこれら「廃業」「継続」の内実について検討することにした。

廃業の理由は、寺子屋取調表に記された範囲ではおおよそ次の六つに分類できる。第一は、「区内小学校設立スルヲ以テ廃業」(本所区秋田源八郎)というように、時代の変化を象徴する廃業である。ここに「区内小学校設立」は、

第六大区四小区本所松井町の土屋学校の設立（明治六年十二月）⁽¹⁶⁾を指すのであろう。また「明治十年十月公立柳島小学校ニ出勤教授セシニ依リ之ヲ廢ス」（本所区石崎太郎）というのは、第十一大区二小区柳島町に明治八年一月に設立された柳島小学校に⁽¹⁷⁾「出勤教授セシニ依」る廃業である。さらに「（明治）八年六月丸山学校合併」して従来開設していた「竹葉ハ廢絶ス」（本所区飯田ふみ）というのは、第十一大区二小区深川北松代町に明治八年七月に設立された丸山学校に「合併」しての廃校である。第二は単に「明治六年廢業」などと記されているが、家塾や私立小学への転換にともなうて廃業したものである。例えば麴町区の小川敬輔寺子屋は「天保八酉年開校明治六年廢業」したが、これは明治六年二月に家塾開業願を提出し「家塾」に転換したことともなう「廢業」のようである。ここには寺子屋と家塾とは別のものであるという意識がみられるように思われる。深川区の松村ます寺子屋は「明治四年十一月開業シ明治八年十一月閉業」した。しかし松村は、明治六年八月に家塾を開業し、さらに同八年五月に「私立小学」を設立した。⁽¹⁹⁾してみると松村の場合は家塾ではなく私立小学の設立をもって寺子屋の「閉業」が意識されたのだろう。第三は「塾主司法省十四等出仕拜命ニ付」（小石川区関中直）等と、転職によって廃業したものである。第四は「塾主死去ニ付廢業ス」、「老衰ニ付閉業」とするものである。第五は、「都合ニ依リ休業」し、そのまま廢業にいたったものである。第六は廢業理由についてなから記されていないものである。これらに見られるように、寺子屋の「廢業」には公教育発足の大きなうねりが押し寄せていたのである。

次に「継続」について検討する。本稿で「継続」として扱った寺子屋は、寺子屋取調表に「明治五年学制頒布ニ際シ小学教則ニ引直シ教授現今ニ至ルマテ引続キ開業」（日本橋区山本知定）などのように、「現今ニ至ルマテ引続キ開業」「現今迄継続」「今ノ梅園小学校ナリ」等と記述されたものである。ここに「現今」とは調査日現在を指し、それは明治十六年五月から同十七年十月にわたっている。なお「継続」の形態としては、人に焦点を合わせると、寺子屋取調表に記載された塾主がそのまま継続した場合、夫から妻へ、親から子へと引き継がれながら継続した場合、弟子

等が繼承して継続した場合、が見られる。場所（建物）に焦点を合わせると、同一場所で継続した場合と移転しながら継続した場合が見られる。「継続」一九六のうちもっとも多いのは同一人が同一場所での継続であり、次いで親から子に繼承されかつ同一場所での継続である。

これはともあれ、「継続」の寺子屋は、寺子屋のまま継続したわけではない。先に見たように「小学教則ニ引直シ」た上での継続である。このことの意味を以下で検討しよう。

文部省は、明治五年八月三日に「学制」を頒布すると同時に、

今般被仰出候旨モ有之教育之儀ハ自今尚又厚ク御手入可有之候処従来府県ニ於テ取設候学校一途ナラス加之其内不都合之儀モ不少依テ一旦悉令廢止今般定メラレタル学制ニ随ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ二学校設立可致候事²⁰

と従来の学校を悉皆廢止することを命じ（文部省布達第十三号）、九月二日には「私学私塾開業願出候者ハ学制第四十三章ニ」「照準シ可願出様」指示した（文部省布達第二十五号）。これは、これより先の三月に、

従前私塾ニ於テ生徒教育之儀ハ官ヨリ指構不致候処元來人民教育之道ニ於テハ公私ニ因リ其差別無之筈ニ付私塾教師ト雖モ官之許可ヲ不得叨リニ教育ハ不相成訳ニ候条自今私塾ヲ開キ候者ハ前以（中略）当省へ伺出免許ヲ受候上開塾可致（以下略）

と、達していた（文部省布達第六号）ことをふまえている。つまり、従来私塾や寺子屋の開業は自由でありそれほどこまでも私的行為であったが、この布達によつて「官之許可」が必要とされ私塾・寺子屋は公的教育機構に組み込まれることになったのである。これがために十月二日に「開学許可並免許文例」が、さらに十月十五日に「私学家塾開業願文例」が、布達された。

○明治五年十月二日 文部省布達第三十号 開学許可並免許文例

各府県管下ニ於テ私学設立或ハ私塾開業之願有之節教則舎則教員事歴等相添へ地方官ヨリ伺出当省ニ而検査ニ

及不都合無之分ハ右伺書へ別紙之印章ヲ施シ相下ケ候条地方官ニ於テ左之文例ヲ以免許可相達且家塾之儀ハ地方官限り聞届是又左之文例相用二月八月両度ニ取束可届出候事

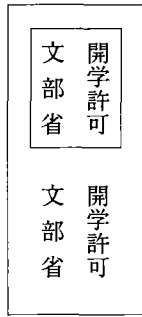
但別紙印章一県一枚宛引取可申候事

(別紙)

私学 開学御差許相成候事
私塾

府県
印

家塾開業聞届候事 印



(印章ハ篆書)

○明治五年十月十五日 文部省布達第三十四号 私学家塾開業願文例

私学家塾開業願之者ハ別紙文例之通為取調可指出候也

但家塾開業願書ハ兼而布達ニ及置候通当省へ提出ニ不及地方官限り聞届可申事

(別紙)

第五條

○学科

○教則

○塾則

右之通開業仕度此段奉願候也

千支月日

華士族卒平民

姓 名 印

或結社人幾

姓 名 印

府 庁 宛
県

東京府は、これら文部省の達に接して、例えば明治五年十一月に、

今般学制御発行ニ就テハ於当府管下皇漢洋三学並医学筆道算術等教授開業罷在候向従前免許ノ有無ニ不係自今
一般免状相渡候ニ付別紙雛形ニ照準シ明細表相認来ル二十日マテ当府学務掛へ可差出候事

右之趣市在区々無洩可触知モノ也⁽²⁾

と達した。この結果明治六年末までに「東京府下において七十八通の私学開業願書および一千百七通の家塾開学願書
が提出され⁽²²⁾」たのである。このように多数の願書が提出されたことは一連の達の実効が上がったことを示すと同時に、

私塾や寺子屋は公的機関による統制を受けながら次第に公教育機構に組み込まれていったことを意味している。なおここで注意することは、「一千百七通の家塾開学願書」の家塾のすべてが従来の寺子屋であるわけではない、ということである。安井息軒、鳴門義民、岡千仞、井上頼圀、今村亮、浅岡宗伯、大沼厚（枕山）、島田重礼（篁村）らの有力な私塾もまたこの中に含まれているからである。

ここで「家塾」の語について若干検討しておきたい。「家塾」の語が公文書に使用された早い例は、先にあげた明治五年三月の文部省布達第六号の但し書き「但府県学之外皆私学トス唯一家或ハ二家迄之子弟ヲ候者ハ家塾ニ属シ候間私学之数ニ算入セス」である。これによればごく少数の生徒を対象とした私学をとくに家塾と呼んでいる。「学制」は、第二十八章で「右ノ教科順序ヲ踏マスシテ小学ノ科ヲ授ルモノ之ヲ変則小学ト云フ但私宅ニ於テ之ヲ教ルモノハ之ヲ家塾トス」と規定し、それはまた「小学教科ノ免状アルモノ私宅ニ於テ教ル」「小学私塾」（第二十三章）とも教員免状の有無で区別されている。また第三十二章では「私宅ニアリテ中学ノ教科ヲ教ルモノ教師タルヘキ証書ヲ得ルモノハ中学私塾ト称スヘシ其免状ナキモノハ之ヲ家塾トス」と規定している。これらによれば家塾は、教員免状を持たない者が、「地方官」の許可を得て、少数の子弟を対象に、「教科順序ヲ踏マスシテ」「私宅ニ於テ教ル」教育機関である。ここには私塾と家塾を学科の程度によって区分するという考えは見られない。なお「家塾ハ従来ノ習字師ノ如キ者⁽²³⁾」であったという。もつともこの時点で教員免状の有無をいうのは画餅ではあったが。

寺子屋取調表にみられた「小学教則ニ引直シ」とは、以上より、該家塾の教則を「小学教則」（明治五年九月）に準じて改訂したということを直ちに意味するのではなく、家塾開業の許可を受けて、といったほどの意味であることが確認される。しかしこのことは、再言になるが、私的教育施設であった寺子屋が、一定の手続きの下に、公教育機構上に明確に位置づけられた家塾に組み込まれたことを示すことで、肝心点である。

四

二九三寺子屋のうち何校が家塾開業願を提出したかを、寺子屋取調表をもとに「家塾開業願」⁽²⁴⁾に記された学校位置と教員履歴を手がかりに調査すると、二三五という数がえられた。二九三寺子屋の実に八〇%が家塾に転換したことになる。この二三五校をさらに「表」に沿って検討すると次のようになる。継続一九六校のうちの二六五校は開業届を出している。一八七二―一八八三年の間に廃業した寺子屋六九校のうちの五九校は家塾開業願を出し、その後廃業した。廃業年不明六校のうち三校は開業届を出している。寺子屋取調表では廃業・継続がはっきりしない九校のうちの五校は開業届を出している。なお寺子屋取調表では一八七一年までに廃業したとされるうちの三校の開業願も見いだされた。このことは寺子屋から家塾への転換は一筋縄では解釈できないという別の問題を投げかけている。

ここで二三五家塾の教員(塾主)の明治六年における年齢構成をみると、二〇歳未満七名(三%)、二〇歳台二六名(一一%)、三〇歳台五六名(二四%)、四〇歳台五四名(三三%)、五〇歳台五二名(二二%)、六〇歳台二一名(九%)、七〇歳以上六名(二%)、年齢不明一三名(六%)である。最年少者は一七歳、最高齢者は七五歳で、平均年齢は四三・六歳である。

こうした教員の年齢構成からして、同一人物による継続が可能であったこと、また親から子へと継承され継続されたこと等の背景の一端を知ることができる。しかしこの年齢構成はまた別のことを考えさせる。三〇―五〇歳といえれば人生の中でもっとも脂の乗った時期であるといえる一方で、進取の気性を欠き始めるころでもある。確かに彼らは開設・廃業自由な寺子屋から公的機関による一定の統制を受ける家塾の経営に転換した。問題はその落差を彼らほどのように受けとめていたかである。この点を家塾の教育内容を通して検討してみよう。

二三五家塾の願書にあげられている「学科」は、筆学、読書(素読)、支那学、漢学)、算術(洋算)、礼儀作法、心

学の五である。その構成は次のようである。

筆学 一三八家塾

筆学、読書 二一家塾

筆学、算術 一九家塾

筆学、読書、算術 三〇家塾

その他 二七家塾

家塾のこの学科構成と寺子屋のそれとは構成比に相違があるとはいえ、根本的に異なるものではない。

各学科で使用する教材・教科書を「教則」に掲げているのは二三五家塾の半数強の一二六家塾である。筆学の「教則」の一例をあげてみよう。

教則 いろは 片仮名 教草 名頭字 苗字尽 大日本国尽 東京方角 商売往来 消息往来 世話千字文 謹

身往来 四季文章 女子右等之文²⁵而仮名文

家塾によって教材・教科書に若干の相違はあるものの、一〇五家塾はこれと大同小異である。ということは、教材・教科書つまり教育内容においても寺子屋のそれと基本的に異なるものではない。とはいえ、書名だけで判断しかねる点がないではないが、大日本国尽、世界国尽、単語編、窮理問答之文、万国商売往来、また県名、日本列名、官名誌、地理の文、御布告書綴などの時代の変化を反映した教材・教科書も頻度は低いが、使用されてはいた。

読書の教材・教科書は、単語編、西洋翻訳書等も見られるが、三字経、孝経、四書等が主で、これまた基本的に寺子屋と異なるものではない。算術の教材もまた八算、見一、相場割等伝統的な教材である。

このように伝統的な教則が多数である一方で、次のような教則も見られる。

教則 下等生徒教科

一 綴字	読并盤上習字	六 修身	解意
二 習字	字形ヲ主トス	七 書牘	解意并盤上習字
三 単語	読	八 文法	解意
四 会話	読	九 算術	九々數位加減乗除 但漢法ヲ用
五 読本	解意	十 養生法	講義 ⁽²⁶⁾

これは、取捨はあるが、「学制」第二十七章に示された「下等小学教科」に做った教則である。このような教則を掲げる家塾は二一ある。なかには「上等生徒教科」をも掲げる家塾もある。なお学制第二十七章に拠るものの「算術」を欠くものが四家塾ある。「学制」の規定どおり「算術 九々數位加減乗除 但漢法ヲ用フ」とするのはわずか一家塾で、他は微妙に異なっている。教科「算術」を掲げるものの「九々」以下の一文を欠くもの（十四家塾。他の教科には「学制」の規定どおりの但し書きがある）、「但漢法ヲ用」と「洋法」を漢法に訂正するもの（二家塾⁽²⁷⁾）、がそれである。このあたりには、洋算に戸惑う師匠の姿がほの見えるようである。ともあれ、この教則がどの程度まで実施されたかは不明であるが、時代の動きをかなりの程度まで肌感じていたであろうことは推測できよう。

授業時間は、毎月一日・十五日・二十五日を除く午前七時から午後二時まで、ないしは午前八時から午後二時までとする家塾が多く見られる。日課は、「午前七時ヨリ午後二時迄 習字／午後一時ヨリ素読算術之者有之⁽²⁸⁾」というように、午前中は習字の指導にあて午後には読書や算術の指導をしたようである。指導法は、「毎日男女老人宛教授致⁽²⁹⁾」、「毎月一六日生徒ヲシテ臨帖ヲ掩ヒ復読暗記セシ⁽³⁰⁾」め、「清書四九ノ日⁽³¹⁾」というものであった。また「春秋両度勤惰を試ミ等級を定む⁽³²⁾」こともなされた。このような家塾の日課や指導法等は寺子屋のそれと大差ないといえる。もつとも「学制」に做った教則を掲げる家塾は、「授業時間ハ総テ小学教則ニ從ヒ相定候事⁽³³⁾」と規定し、午前七時から午後四時までを授業時間とするものが多い。また「入学相願候者ハ身許引受人相立証書可差出事⁽³⁴⁾」といわば師弟関係を契

約関係として捉え、「下等教科ノ順序ヲ履マス上等教科ノ受業ヲ望ム者ハ不可致入塾事⁽³⁵⁾」と順序だった学習の必要性を強調し、「生徒ノ儀ハ（中略）実切ニ課業ヲ勉メ他日ノ活用ニ注意スルヲ要ス⁽³⁶⁾」と実学を奨励し、「等級ノ儀ハ春秋試業ノ上相立申候⁽³⁶⁾」とする等、「学制」が意図する教育の在り方と近似する動きを見ることが出来る。

こうしてみると、家塾の大部分はその実状において従来の寺子屋と大同小異であり、寺子屋師匠の多くは寺子屋と家塾の根本的な変化を正面から受けとめていたとは必ずしも言うことはできない。明治六年三月に「家塾開業届」を出した横山か津や松山せい、寺子屋取調表に「従前ノ如トク習字漢籍ヲ素読シ現今ニ至ル」、「今以引続筆道教授罷在候也」と記すのは、寺子屋から家塾に転換したとはいえ教育についての意識まで転換したわけではないことを示している。「明治五年十一月中願濟ノ上小学教則ニ改メ教授同十六年六月老衰ニ付小学科ヲ廢シ漢文読書教授」（小石川区池上謙三）というのは、家塾教師の間に未だ見られた意識構造であるように思われる。

五

寺子屋取調表にわずか二例であるが次の記述を見いだすことができる。

（その一） 明治五年学制頒布ノ令ニ遵ヒ東京府講習所ニ於テ伝習ヲ受ケ明治八年校名ヲ新倉学校ト改称引続キ授業セリ（新倉保孝）

（その二） 明治五年学制頒布依来同七年一月於東京府講習所小学教則願七月卒業同八年六月丸山学校合併竹葉ハ
廃絶ス（飯田ふみ）

新倉は、弘化元年（一八四四）「筆道指南開業」し、明治六年七月に家塾開業願を出した。飯田は、慶応三年（一八六七）に、「筆道指南開業」し、明治六年四月に家塾開業願を出した。その彼らが、「東京府講習所」で「小学教則」の「伝習」を受けたというのである。これはどういふことだろう。

東京府は明治六年（一八七三）二月七日に「中小學創立大意」⁽³⁷⁾を布達し、初めて一一五校の小学校を設けることなど具体的な小学校設立計画を明らかにした。その第四条は「当時迄在来ノ学舎ハ其儘相用教授方小学教則ニ相改可申事」とあり、第五条は「教授法改ルニ付テハ教官タルヘキ者人撰ノ上師範学校ヘ差出シ教法見習ハセ可申事」とある。これによつて東京府は従来の私塾や寺子屋の師匠を師範学校で再訓練し存続させる方針であったことが理解できる。また同月二十三日には、「従前私学家塾開業罷在候者」で「学制教則ニ随ヒ授業」し「中小學之名称」を望む者には「検査ノ上許可」とすると布達した⁽³⁸⁾。さらにこのころ学区取締は、「専ラ家塾ノ類ヲシテ教則ヲ改正シ私立小学ノ体裁ニ至ラシメシコトヲ懇諭スルヲ以テ主掌ト」した⁽³⁹⁾。これらから東京府では教則や授業の方法をいかにして近代化するかに躍起になっていたことが理解できる。これがために東京府は、明治六年四月に府庁構内旧町会所に「教則講習所」を設置した。その布達は次の通りである。

府下小学教則之儀ハ一般学制ニ照準致シ区々不相成タメ今度本府構内へ教則講習所取設来ル十五日ヨリ講習可致候間小学教員志願之者ハ雛形之通相認午前第八時同所へ持参可致候事

右之通区内小学教員志願之者へ可相達候事⁽⁴⁰⁾

この講習所では、一日に五時間の講習が行われたこと、家私塾教員、各府県教員、講習生徒の三種の講習生がいたこと等、また講義、文章、手跡、算術の試験が行われたこと等、そして「講習卒業免状」が交付されたことが、「小学校教則講習所規則」⁽⁴¹⁾等で知ることができる。しかしその実態については、わずかに「当時府下教員ニ乏シク教則及授業ノ方法未タ一定セサルヲ以テ小学講習所ニ家塾ノ教員ヲ集メ之ニ教授ノ方法ヲ学ハシム」、「主として小学教員の志願者及び従来の家塾教員を集め、必須の学術及び授業法を授けた」⁽⁴³⁾ことが知られる程度で、「其詳細は明瞭ではない」⁽⁴³⁾。

新倉と飯田の寺子屋取調表にあつた東京府講習所云々は、これであつた。

では、新倉と飯田以外の寺子屋師匠でここに学んだものはいなかったのだろうか。家塾開業願を出した二三五名のうちさらに「私立小学設立願」⁽⁴⁴⁾を提出したことが確認できた六五名を対象に調査すると、四一名が教則講習所に学んだことが判明した。東京府師範学校（含東京府小学師範学校）をも含めると四五名となる。もともとこの調査には、「私立小学設立願」を提出していない新倉と飯田のような場合は元より対象から洩れている等の不備があるが。それでも寺子屋師匠二三五名のうちの二〇%が近代的な教授法を教則講習所ないし東京府師範学校で学び、私立小学校教員として活躍したことは銘記されてよいであろう。またこの四五名という数は、明治十一年までに設立された私立小学校が一四一校（分校は除く）であることを考量すると決して小さい数ではない⁽⁴⁵⁾。

私立小学校に転換した寺子屋について述べることは多いが、ここでは以上の点をとりあえず確認するに止め、その詳細については稿を改めて述べることにしたい。その上で寺子屋・家塾・私立小学の連続・非連続について検討をすることにした。

注

- (1) 「従来ノ目的ヲ期シ当今着手ノ順序ヲ立ル如左」(教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第一巻、教育資料調査会、昭和三十九年、三四二頁)
- (2) 「小学教師教導場建立ノ伺」(同前書七七七頁)
- (3) 倉沢 剛著『小学校の歴史』Ⅲ(ジャパン・ライブラリー・ビューロー、昭和四十六年)五二六頁
- (4) 小木新造著『東京庶民生活史研究』(日本放送出版協会、昭和五十四年)所収
- (5) 本稿でいう「江戸」の範囲は、文政元年(一八一八)に老中から示されたいわゆる朱引内とする。明治十一年(一八七八)の郡区町村編成法による行政区画でいえば、麴町区・神田区・日本橋区・京橋区・芝区・麻布区・赤坂区・四谷区・牛込区・小石川区・本郷区・下谷区・浅草区・本所区・深川区の一五区がその範囲にはいる。
- (6) 江戸の寺子屋の詳細については、拙稿「江戸の寺子屋」(東京都立教育研究所編・発行『東京都教育史』通史編一、平成六

年)を参照されたい。

- (7) 『新燕石十種』第一(広谷国書刊行会 大正十六年)所収
- (8) 乙竹岩造著『日本庶民教育史』下巻(臨川書店、昭和四十五年復刻)、石川謙著『寺子屋』(至文堂、昭和四十一年)に収められた統計と比較した。
- (9) 『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』(大日本教育会事務所、明治二十五年)二四頁。以下「維新前取調書」と略記する。
- (10) 「維新前取調書」二七頁
- (11) 「維新前取調書」二五頁
- (12) 小川顕道「塵塚談」(『近古文芸温知叢書』第九編、博文館、明治二十四年)七九頁
- (13) 『風俗画報』第一八五号(東洋堂、明治三十二年)八頁
- (14) 田壁庵茂薦「わすれのこり」(『続燕石十種』第一、広谷国書刊行会、大正十六年、所収)
- (15) 「維新前取調書」四頁
- (16) 設立年は『文部省第三年報』所収「府県公立小学校一覽表」による。以下同じ。
- (17) 東京都立教育研究所編・発行『東京教育史資料大系』第二巻(昭和四十六年)九八一頁
- (18) 『東京教育史資料大系』第一巻(昭和四十六年)五〇三頁。ちなみに小川は、明治七年十月に私立小学の設立が許可され、同十一年六月に「死去致し候間廃校候条此段御届」がなされている(第二巻七五八頁、第三巻八六九頁)。
- (19) 『東京教育史資料大系』第一巻八七二頁、第二巻八六三頁
- (20) 『法令全書』。本書からの引用は以下注記を省略する。
- (21) 東京都立教育研究所編・発行『東京教育史資料総覧』第二巻(平成四年)二二四頁
- (22) 東京都編・発行『明治六年一月 開学明細書』第一巻(昭和三十六年)二四頁
- (23) 『文部省第一年報』一頁
- (24) ここでは『東京教育史資料大系』第一・二巻所収の家塾開業願を利用し、必要に応じて東京都公文書館所蔵のそれを使用した。

- (25) 石黒菊太郎家塾開業願〔東京教育史資料大系〕第一卷、一三〇頁
- (26) 増田安教家塾開業奉願候〔東京教育史資料大系〕第一卷、八五九頁
- (27) 「小学教則中算術者洋法而已可相用様相見へ候得共從來之算術ヲモ兼学為致候積ニ候条此段相違候也」(明治六年四月五日、文部省布達第二十七号)との達もなされていた。
- (28) 石川半兵衛家塾開業願〔東京教育史資料大系〕第一卷、三四一頁
- (29) 小川敬輔家塾開業願〔東京教育史資料大系〕第一卷、五〇三頁
- (30) 渡辺直記家塾開業願〔東京教育史資料大系〕第一卷、五二五頁
- (31) 矢嶋高久家塾開業願〔東京教育史資料大系〕第一卷、二二八頁
- (32) 岡田敬助家塾開業願〔東京教育史資料大系〕第一卷、三三九頁
- (33) 猪瀬尚賢家塾開業願〔東京教育史資料大系〕第二卷、五九四頁
- (34) 玉江善之助家塾開業願〔東京教育史資料大系〕第一卷、二七一頁
- (35) 竹駕鶴山家塾開業願〔東京教育史資料大系〕第一卷、八七九頁
- (36) 保田亀一郎家塾開業願〔東京教育史資料大系〕第一卷、九一三頁
- (37) 『東京教育史資料総覧』第二卷、二二五頁以下
- (38) 佐藤秀夫編『府県史料 教育』5 (ゆまに書房、昭和六十年) 七頁
- (39) 『文部省第一年報』三頁
- (40) 『東京教育史資料総覧』第二卷、二二六頁
- (41) 『府県史料 教育』5、九一―一頁
- (42) 『文部省第一年報』二頁
- (43) 青山師範学校編・発行『創立六十年青山師範学校沿革史』(昭和十一年) 二三―二四頁
- (44) 『東京教育史資料大系』第一・二卷
- (45) この他に「私学開業願」を出したうち二名は東京府講習所を「卒業」している。